

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
結核予防法による医療機関の指定(三二・能代保健所)	1
結核予防法による医療機関の指定(三三・横手保健所)	1
米代川地域森林計画の変更(三四・農林政策課森林環境対策室)	1
雄物川地域森林計画の変更(三五・農林政策課森林環境対策室)	2
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三六・商工業振興課)	2
都市計画の決定予定及び都市計画の縦覧(三七・都市計画課)	2
建築基準法による道路位置の指定の廃止(五八・北秋田地域振興局建設部)	8
道路区域の変更(五七・五八・道路環境課)	8
道路区域の変更及び供用開始(五九・六〇・道路環境課)	9
道路の供用開始(六一・六三・道路環境課)	10
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(六四・仙北地域振興局農林部)	11
公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(国際教養大学設置準備事務局)	11
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	12
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)	12
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	12
土地改良区の役員の住所の変更の届出(由利地域振興局農林部)	12
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件	13
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件	15
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(管財課)	18
その他	
平成十五年行政書士試験の合格者(市町村課)	18

告 示

秋田県告示第三十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
後藤内科医院	能代市字大瀬儘下六番地五十二	平成十六年一月一日

秋田県告示第三十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石田薬局	平鹿郡増田町本町八十	平成十五年十二月二十五日

秋田県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項、森林法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十三号)附則第三条第一項及び森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)附則第十四項の規定により、米代川地域森林計画を変更したので、森林法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び森林法の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により、雄物川地域森林計画及び吉川地域森林計画を変更したので、森林法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ショッピングセンター

秋田市中通二丁目八番一号

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十六年一月八日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十六年一月十六日から同年二月十六日まで

秋田県告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の案の名称

鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

三 都市計画を定める土地の区域

鹿角都市計画区域

四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二)(一) 鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局建設部

(三)(一) 鹿角市花輪字荒田四番地一 鹿角市建設部都市整備課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の案の名称

小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

三 都市計画を定める土地の区域

小坂都市計画区域

四 都市計画の案の縦覧場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局建設部
- (三) 鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部三十七番地二 小坂町建設水道課
- 五 都市計画の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) ま

秋田県告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
 - 大館都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
 - 大館都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部
 - (三) 大館市字中城二十番地 大館市建設部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) ま

秋田県告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
 - 比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
 - 比内都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部
 - (三) 北秋田郡比内町扇田字新大堤下九十三番地六 比内町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) ま

秋田県告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
 - 鷹巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
 - 鷹巣都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部
 - (三) 北秋田郡鷹巣町花園町十九番一号 鷹巣町まちづくり政策課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) ま

秋田県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
森吉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
森吉都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (一) 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部
- (二) 北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十三番地 森吉町建設課
- (三) 北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十三番地 森吉町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
合川都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部

北秋田郡合川町新田目字大野八十二番地の一 合川町建設課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
上小阿仁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
上小阿仁都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (一) 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部
- (二) 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地 上小阿仁村建設課
- (三) 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地 上小阿仁村建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
能代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
能代都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
能代市御指南町一番十号 山本地域振興局建設部
能代市上町一番三号 能代市都市整備部都市整備課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金)から同月三十日(金)まで

秋田県告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
二ツ井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
二ツ井都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
能代市御指南町一番十号 山本地域振興局建設部
山本郡二ツ井町字上台一番地一 二ツ井町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金)から同月三十日(金)まで

秋田県告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
男鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
男鹿都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部
男鹿市船川港船川字泉台六十六番地の一 男鹿市産業建設部都市下水道課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金)から同月三十日(金)まで

秋田県告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
五城目都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部
- (三) 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目一番地一 五城目町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) まで

秋田県告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
 - 八郎潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
 - 八郎潟都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部
 - (三) 南秋田郡八郎潟町字大道八十番地 八郎潟町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) まで

秋田県告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
 - 河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
 - 河辺都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部
 - (三) 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番地の二 河辺町建設課
 - (四) 河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番ノ一 雄和町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) まで

秋田県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
 - 本荘都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
 - 本荘都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部
 - (三) 本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市建設部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金) から同月三十日(金) まで

秋田県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
仁賀保都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
仁賀保都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (一) 本庄市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部
- (二) 由利郡仁賀保町平沢字鳥ノ子淵二十一番地 仁賀保町建設課
- (三) 由利郡象潟町字浜ノ田一番地 象潟町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
金浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
金浦都市計画区域

四 都市計画の案の縦覧場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 本庄市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部
- (三) 由利郡金浦町金浦字花瀧九十三番地一 金浦町産業建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
象潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
象潟都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (一) 本庄市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部
- (二) 由利郡象潟町字浜ノ田一番地 象潟町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日（金）から同月三十日（金）まで

秋田県告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画の案の名称
矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 三 都市計画を定める土地の区域
矢島都市計画区域
- 四 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部
由利郡矢島町二十番地 矢島町建設課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年一月十六日(金)から同月三十日(金)まで
秋田県告示第五十六号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定する道路の位置を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年一月十六日
秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十三番地 森吉町長 松 橋 久太郎	道路の位置の廃止箇所 北秋田郡森吉町米内沢字田ノ沢二番五の内、十八番三の内、十八番五、十九番三の内及び十九番八	道路の延長 八十三・二メートル	道路の幅員 四・九二メートル	廃止年月日 平成十六年一月八日
--	--	--------------------	-------------------	--------------------

秋田県告示第五十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		路線名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧					
		大曲田沢湖線	仙北郡田沢湖町卒田字白旗三番一地先から二〇番一地先まで		二五・〇〇	〇・〇〇四
		大曲田沢湖線	"		二一・〇〇	〇・〇〇四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第五十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
田沢湖停車場線	田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五九番二六地先から五九番二八まで	"	一九・〇〇	〇・〇一四
	田沢湖停車場線			一九・〇〇	〇・〇一四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五十九号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
矢坂糠沢線	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字山神堂川向六番一地先から字田ノ内二七番地先まで	"	五・〇〇	〇・二四四
	矢坂糠沢線			五・〇〇	〇・二四四

二 供用開始の期日 平成十六年一月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間
	新	旧	
	矢坂糠沢線	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字家向八〇番一地先から字塚ノ岱二九番一地先まで
	"	"	敷地の幅員(メートル) 七・〇〇〇〇 七・〇〇〇九・〇〇 〇・〇〇九八
			延長(キロメートル) 〇・〇〇九八

二 供用開始の期日 平成十六年一月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田岩見船岡線	秋田市大町六丁目三七七番五から四八八番二まで

二 供用開始の期日 平成十六年一月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年一月十六日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字水尻七一番二から字源左エ門野一〇二番一まで

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十六年一月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町醍醐字醍醐北一八九番から字上醍醐五番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年一月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第六条第一項の規定により、南外村寺沢入会林野整備組合組合長八嶋雄市からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十五年十二月一日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 南外村寺沢入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十六年一月十九日から同年二月十九日まで
- 四 縦覧場所 仙北地域振興局農林部農林企画課及び南外村産業振興課

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) マイクロソフト社OS等 二〇〇ライセンス等
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限 平成十六年二月二十日（金）
 - (六) 納入場所 河辺郡雄和町椿川字奥椿岱 国際教養大学キャンパス
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県企画振興部国際教養大学設置準備事務局 電話（〇一八 八六〇 五四五六）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日（金）から平成十六年一月二十六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十六年二月二日（月）午後一時十五分
- 秋田地方総合庁舎 第六会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十五年十二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 クリーン・エナジー・アライアンス

三 代表者の氏名

谷 惇

四 主たる事務所の所在地

南秋田郡大潟村字東二丁目五番地十六

五 定款に記載された目的

この法人は大潟村の雄大な大地を生かし、人々に対して、地球にやさしいエネルギー技術の普及を図るため、省エネルギー・クリーンエネルギー・燃料電池の探求活動など、積極的に科学技術の振興と環境の保全に関する事業を行い循環的・持続的な社会の形成に寄与する事を目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大館市下代野字下代野八十二番地

田中 實

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡面瀧高岳土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町浦横町字館ノ下六十六番地

近藤 慶悦

五十七番地

小野 幸一郎

南秋田郡五城目町浦横町字盛山下四十七番地の二 字家ノ上三十五番地の二 字館ノ下三百二十七番地 百三十番地 八郎潟町浦大町字豊坂二番地の二 字天道田十六番地 字塞ノ神十七番地の二 字善知鳥坂二十六番地の二 字豊坂二十一番地

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂二番地の二

五城目町浦横町字盛山下四十七番地の二

小池字岡本家ノ下百八十一番地

八郎潟町浦大町字豊坂二十一番地

字塞ノ神十七番地の二

五城目町浦横町字館ノ下三百二十七番地

六十四番地

七十六番地

八郎潟町浦大町字天道田十六番地

五城目町浦横町字館ノ下百三十番地

八郎潟町浦大町字善知鳥坂二十六番地の二

三 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂二十一番地の四

五城目町浦横町字館ノ下六十三番地

百八十番地

八郎潟町浦大町字天道田八十七番地

四 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町浦大町字脇平五十番地の三

字豊坂二番地

五城目町浦横町字館ノ下六十三番地

六十六番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、由利郡大内町土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

一 変更前理事の住所及び氏名
由利郡大内町葛岡字里五十九番地

秋田県知事 寺田典城

二 変更後理事の住所及び氏名
由利郡大内町葛岡字西里百七十八番地

岡部和春
岡部和春

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
普通乗用自動車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十六年三月三十日（火）

(四) 納入場所
国際教養大学（雄和町）

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日（金）から同月二十六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年一月三十日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
一般事務机等 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十六年二月二十六日（木）

(四) 納入場所
国際教養大学

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(一) 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日(金)から同月二十六日(月)
までの期間、随時交付する。

(二) 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月三日(火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六
十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
グラントピアノ 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所

秋田県立横手清陵学院

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(一) 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日(金)から同月二十六日(月)
までの期間、随時交付する。

(二) 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月三日(火)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六
十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

(二) 入札の無効

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び購入予定数量(一ページ当たりの単価契約とする。)

広報紙「県政だより あきた新時代」

年間十二回発行 一回当たり四十一万六千部

総ページ数 五千三百二十四万八千ページ

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十七年二月二十八日(月)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(一) 2の資格のないもので入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年二月十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日(金)から同年二月二十四日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月一日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

入札金額は、一ページ当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Public Relations Bulletin of Akita Prefectural Government "Akita-Shinjidai"
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 1 March, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sano, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
パソコン端末等 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年三月十九日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県立由利工業高等学校
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
電子計算組織 一式 平成十六年一月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(一) (2)の資格のないもので入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年二月二日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日(金)から同年二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十六日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 16 February, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
パソコン端末等 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年三月十九日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立花輪高等学校
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
電子計算組織 一式 平成十六年一月ころ
- (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (一) (2)の資格に係る申請
- (二) (2)の資格のないもので入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年二月二日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月十六日(金)から同年二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十六日(月)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、く

じにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment
- 2 Time-limit of tender : 11:20 A.M. 16 February, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4 - 1 - 1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十一号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
モニタリングSEM 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年十一月二十八日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
セイコーインスツルメンツ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一
- 五 随意契約に係る契約金額
三千七十七万一千四百八十七円
- 六 随意契約の理由
本機器は既調達物品であるナノ加工用イオンビームエッチング装置に接続して使用するものであり、既調達物品の調達相手方以外の者から調達した場合には、本体

機能やメンテナンスに不具合が生ずるおそれがあるため単独随意契約とした。

そ の 他

平成十五年十月二十六日に実施した行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十五年度行政書士試験の結果、次の者が合格したので、公示する。

平成十六年一月十六日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 池ノ内 祐司

受験番号

- 〇五二〇〇二八
- 〇五二〇〇四一
- 〇五二〇〇八九
- 〇五二〇一〇三三

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄